

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（第7回） 次第

日時：2023年（令和5年）7月26日（水）15:30～

場所：洲本市役所 4階 災害対策室

出席：河瀬委員長、上村委員、家木委員、池田専門委員

事務局：洲本市総務課

1. 開会

- ・専門委員の出席ならびに発言を許可

2. 委員長あいさつ

3. 報告事項

(1) 牛一頭買いの個体識別番号について

・市が、牛肉の返礼品のために行っていた牛一頭買いに関し、すべての個体識別番号が入手できたので、【資料1】のとおり、提示する。なお、参加事業者からの請求65.5頭のうち、27頭が地場産品基準に違反している。重複している個体識別番号は、同一番号の枝肉を2回に分けて購入したもの。

(2) 市が保有する各種の在庫（たまねぎスープ、Quoカード、食事券、商品券等）の現状について

・当調査委員会は、第2回委員会（令和4年12月13日開催）において、市が返礼品の「おまけ」などに使うために抱えていた在庫の状況を指摘したが、その現状を【資料2】のとおり、報告する。
・当調査委員会としては、これら在庫の処分方法を検討するよう、市に提案する。Quoカードは代物弁済の手続きをとった上で市の物品調達に使う、食事券は地域イベント実施の際に景品などとして活用する、などの処分方法が考えられる。なお、商品券は廃棄することが好ましい。

(3) 総務省による返礼品基準の厳格化について

・総務省は、令和5年6月27日に、返礼品基準の厳格化を通知した。本件は、市がふるさと納税制度に復帰する場合に、念頭に置くべき基準であることから、ここに報告する。総務省による通知の内容は【資料3】のとおりである。主な変更点を以下に記す。令和5年10月から適用される。
・5割基準の厳格化：たとえば、ワンストップ特例制度に付随する事務にかかる経費は5割基準に含まれるようになる。後述するが、5割基準の厳格化は市のふるさと納税制度への復帰に関係する。
・地場産品基準の厳格化：熟成肉と精米は原材料が同じ都道府県産であることが条件となる。

(4) ふるさと納税返礼品に係る市の債務額（温泉利用券、ふるなびカタログポイント、返礼品未選

択者)の現状について

・寄附者が寄附をしてから、直ちに返礼品を利用しない、または、受け取らない場合において、市が債務を抱える場合がある。この場合の市の現状の債務額を報告する。市は、①温泉利用券の未利用分、②ふるなびカタログポイントの未利用分、③返礼品未選択者の未利用分の3点について、【資料4】のとおり、債務を抱えている。

①温泉利用券債務額：8億2,100万円（送料不要）

・温泉利用券は寄附者が直ちに利用しない場合は市の債務となる。
・利用期限は「発行年+3年」だが、令和4年度発行以前はコロナ禍により期限が半年延長された。
・新規発行は令和5年6月に停止されたが、それ以前は、ふるさと納税制度指定取り消し後も、ポイントを用いた発行がなされていた（ポイントについては後述）。
・未利用の温泉券が利用される場合、市からその金額の経費が洲本市温泉観光旅館連盟（以下、旅館連盟とする）に支払われる。この経費は5割基準に含まれ、総務省にも報告されている。

②ふるなびカタログポイント債務額：6,491万円（送料・梱包費除く）

・寄附者が寄附の際に返礼品を選ばない場合、寄附額の3割がポイントとなる。利用期限は無期限。
・ポイントが返礼品に使われる場合、送料と梱包費を加算した金額が市の経費となる。この経費は5割基準に含まれ、総務省にも報告されている。

③返礼品未選択者債務額：796万円（送料・梱包費除く）

・市は大口の寄附者に対し、その寄附者が寄附の際に返礼品を選ばない場合に、寄附額の3割を独自のポイントのように扱っていた。その寄附者が市に直接、返礼品の送付を希望した場合、市の職員が返礼品の手配などの業務を行っていた。この業務は指定取り消し後も続いていた。この場合、送料と梱包費を加算した金額が市の経費となる。この経費は5割基準に含まれ、総務省にも報告されている。

・当調査委員会は、たとえば大口の寄附者といえども、他の寄附者との扱いが明らかに異なっており、公平性を著しく欠いた仕組みであると指摘する。そもそも特定の寄附者の要望にしたがい、その寄附者に代わって返礼品の手配を行うことは、市の本来業務ではない。この債務額を減らすために、早急に何らかの対応を行うことが好ましい。

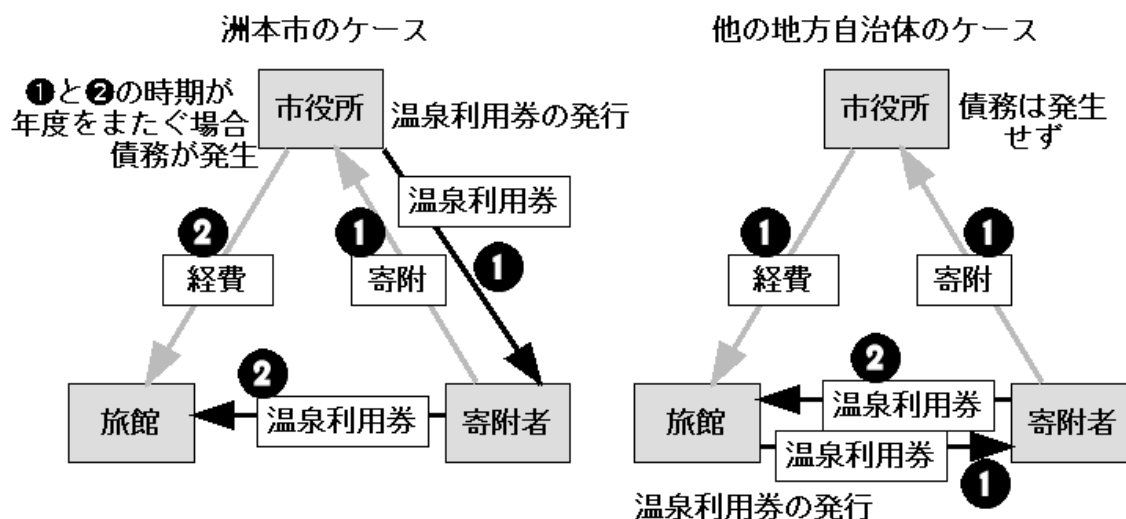
・以上をまとめると、①温泉利用券債務額、②ふるなびカタログポイント債務額、③返礼品未選択者債務額の合計は8億9,388万円（令和5年7月7日現在）となる。後述するが、これらの市の債務、特に①温泉利用券債務額は、洲本市のふるさと納税制度への復帰時期に関係する。

・なお、洲本市に温泉利用券の債務額が発生する理由は、洲本市と旅館連盟との関係にある。【資料5】にあるように、ふるさと納税制度の指定取り消し後に、市と旅館連盟が締結した「洲本温泉利用券の発行及びサービスの提供、対価の支払いにかかる協定書」（令和4年5月9日）には、温泉利用券の発行は市が行うこと（第1条：【資料5】の下線）、利用者が温泉利用券を利用したときに利

用券に表示されている金額を市が旅館連盟に支払うこと（第3条：【資料5】の下線）などが定められている。

・図1に示すように、洲本市のケースは、温泉利用券の発行主体は市である。そのため、寄附者による寄附が行われ、温泉利用券が市から発送される時期①と、寄附者が温泉利用券を利用して市が旅館連盟に経費を支払う時期②が、年度をまたぐ場合に債務が発生する。一方、他の地方自治体の多くのケースでは、旅館が温泉利用券の発行主体となることから、寄附者による寄附と温泉利用券の発送、そして市から旅館への経費の支払いが同じ時期①に行われるため、温泉利用券に複数年の利用期限があり、寄附者が温泉利用券を利用する時期②が年度をまたいでも、市に債務は発生しない。後述するが、この点は、洲本市のふるさと納税制度への復帰時期に関係する。

図1 温泉利用券の発行主体と債務の発生の有無



4. 審議事項

(1) 返礼品をともなうふるさと納税制度への復帰時期の検討

・ふるさと納税制度は基本的には寄附金税制の一種であり、都道府県や市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税や個人住民税から全額が控除される制度のことである。返礼品の送付は、ふるさと納税制度に指定された地方自治体を選択できることになっており、ふるさと納税制度は返礼品の送付と必ずしもセットではないことに注意しなければならない。以下では、返礼品をともなうふるさと納税制度への復帰時期について検討する。

・ふるさと納税は指定制度であり、指定を受けようとする地方自治体は、毎年、総務大臣に申出書を提出することが決められている。対象団体の指定期間は、10月1日から翌年9月30日までの原則として1年単位である。（【資料6】を参照）

・通常の場合の申出期間は、今年度であれば7月1日から同月31日までである。（【資料6】下線）
 ・ただし、指定を取り消された地方自治体は、指定取り消し日から起算して2年を経過する日（洲本市の場合は令和6年5月1日）の属する月の初日から末日までの間（洲本市の場合は令和6年5月1日～31日）に、1回に限って申出書を提出できる。（【資料6】下線）その後、申出書が認められた場合、指定の告示日から9月30日までの指定期間となる。

・しかしながら、寄附額ならびに温泉利用券の利用とポイント等消費の状況によっては、5割基準違反となる可能性があり、少なくとも令和6年度中の返礼品をともなうふるさと納税制度への復帰は困難であると考えられる。以下では、この点をデータ分析にもとづいて示す。

・表1は、平成30年度以前の温泉利用券がほとんど利用されている（期限切れは1.9%）ことを考慮して、令和4年度末市中枚数が、使用期限まで1年あたり同じ枚数が利用されると仮定したときの利用予測である。この仮定では、温泉利用券による経費は、令和6年度は3.14億円、令和7年度は2.22億円、令和8年度は0.16億円となる。これらは5割基準の経費に含まれる。

表1 温泉利用券の利用予測

1万円券（単位：枚）

	令和4年度末市中枚数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	使用期限の想定： 【 】は延長措置
令和元年度発行	2,744	2,744	0	0	0	元、2、3、4、【5】年度
令和2年度発行	17,953	8,977	8,977	0	0	2、3、4、5、【6】年度
令和3年度発行	61,497	20,499	20,499	20,499	0	3、4、5、6、【7】年度
令和4年度発行	6,062	1,516	1,516	1,516	1,516	4、5、6、7、【8】年度
令和5年度発行	175	44	44	44	44	5、6、7、8年度
合計	88,431	33,779	31,035	22,058	1,559	

5千円券（単位：枚）

	令和4年度末市中枚数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	使用期限の想定： 【 】は延長措置
令和元年度発行	72	72	0	0	0	元、2、3、4、【5】年度
令和2年度発行	638	319	319	0	0	2、3、4、5、【6】年度
令和3年度発行	934	311	311	311	0	3、4、5、6、【7】年度
令和4年度発行	118	30	30	30	30	4、5、6、7、【8】年度
合計	1,762	732	660	341	30	

金額（単位：万円）

	令和4年度末市中残高	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1万円券	88,431	33,779	31,035	22,058	1,559
5千円券	881	366	330	170	15
合計	89,312	31,145	○31,365	22,229	1,574

備考）温泉利用券の使用期限は「発行年+3年」だが、令和4年度発行以前はコロナ禍により期限が半年延長。指定取り消し後の発行はポイント利用によるもの。新規発行は令和5年6月に停止。平成30年度以前の発行枚数は46,241枚で、うち使用期限切れは888枚（1.9%）であった。

・すなわち、市がふるさと納税制度に復帰したとしても、寄附総額の状況によっては、再度、ふる

さと納税制度の指定を取り消される可能性がある。ここで、ふるさと納税制度に復帰しても、寄附総額が戻る可能性が小さいことを、他の地方自治体の事例で確認しておく。大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町は、令和元年6月にふるさと納税制度から除外され、1年後の令和2年6月に制度に復帰した。いずれの地方自治体も、平成30年度の寄附総額がピークであった。表2が寄附総額の推移である。ここで、平成30年度の寄附総額を100%（ピーク時）として、復帰後の令和2年度と令和3年度の寄附総額の割合を計算し、復帰後にどの程度、寄附総額が戻ったのかを求めた。令和2年度はピーク時の0.27%～4.52%、令和3年度は0.33～22.80%であった。

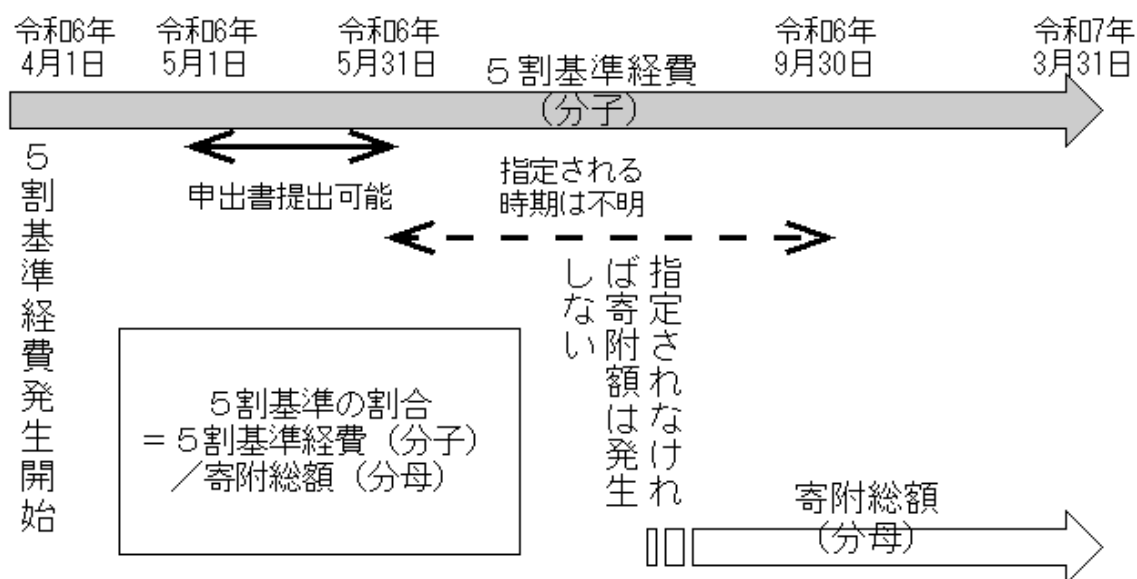
・この割合を用いて、令和6年度に洲本市が制度に復帰した場合の寄附総額を予測すると、令和6年度は最大でも10.90億円、令和7年度は最大でも17.88億円となった。すなわち、制度に復帰しても、直ちに寄附総額が回復する見込みは小さいと考えられる。

表2 ふるさと納税の除外と復帰のタイミングと寄附総額の推移

	平成30年度 (ピーク時)	令和元年度 (6月除外)	令和2年度 (6月復帰)	令和3年度
泉佐野市	497.53億円 (100.00%)	184.97億円 (37.18%)	22.48億円 (4.52%)	113.47億円 (22.80%)
小山町	250.63億円 (100.00%)	7.89億円 (3.15%)	3.19億円 (1.27%)	4.89億円 (1.95%)
高野町	196.37億円 (100.00%)	0.21億円 (0.10%)	0.53億円 (0.27%)	0.65億円 (0.33%)
みやき町	168.34億円 (100.00%)	0.83億円 (0.49%)	23.41億円 (13.91%)	27.94億円 (16.60%)
合計	1,112.87億円 (100.00%)	193.90億円 (0.10～37.18%)	49.60億円 (0.27～4.52%)	146.94億円 (0.33～22.80%)
	令和3年度 (実績)	令和4～5年度 (指定取り消し2年)	令和6年度 (復帰した場合の予測)	令和7年度
洲本市	78.42億円 (100.00%)	—	0.21～10.90億円 (0.27～4.52%)	0.25～17.88億円 (0.33～22.80%)

・そして、図2に示したように、申出書が提出可能となる令和6年5月に、市が総務省に申出書を提出したとしても、総務省からの指定がすぐにでなければ、寄附額が集まらず、5割基準の経費のみが発生する。指定時期が遅れるほど、5割基準の割合を高め、5割基準違反となる可能性が高くなる。少なくとも4月の1ヶ月間は、寄附額を集めることは不可能である。5割基準の計算は、4月1日から3月31日までが算入される。

図2 5割基準経費と寄附総額の発生時期について



・以上の考察より、当調査委員会としては、未利用の温泉利用券の消費がある程度進んだことを確認してから、返礼品をとともなうふるさと納税制度への復帰を行うべきであると指摘する。温泉利用券の消費が想定よりも進まないのであれば、再びふるさと納税制度の指定を取り消される可能性が高い。総務省から特段の措置がなされないことがないならば、少なくとも令和6年度中の制度復帰は困難だと考えられる。当然ながら、復帰時期は市の判断に委ねられるべきだが、当調査委員会の見解は示しておく。

・なお、表3にあるように、令和3年度までの市のふるさと納税の実績によれば、温泉利用券は返礼品の主力であった。そのため、寄附を増やすには、温泉利用券の再発行が検討されることが考えられるが、市が温泉利用券の発行主体となって債務を抱える現行の仕組みを継続し、温泉利用券の利用期限が複数年にわたる場合、再発行が債務額を増加させ、5割基準違反の可能性を高めることから、再発行は慎重にならざるを得ないと考えられる。

・また、これまでの温泉利用券は、市が発行し、市の職員が封入と発送の作業を行い、市が在庫を抱えていたが、特定業界の利益のために、市の職員がこういった業務を行うべきではない。再発行が行われるとしても、旅館連盟によって温泉利用券が発行され、封入や発送の作業がなされるべきであることは指摘しておく。

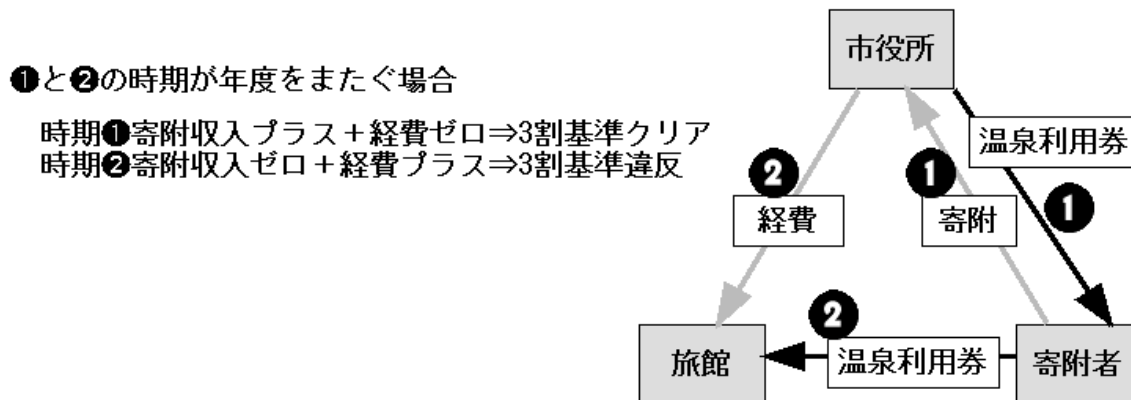
表3 洲本温泉観光旅館連盟への地元産品費の支払いの推移

	支払額	シェア	ランキング順位
令和元年度	14,877 万円	19.17%	第2位
令和2年度	22,708 万円	12.97%	第2位
令和3年度	78,851 万円	19.93%	第2位

備考) 市の地元産品費の資料より作成。令和元年と令和2年度はいわゆるシティプロモーション手数料を除く。令和3年度はいわゆるシティプロモーション手数料を含む。

・さらに、未利用の温泉利用券の利用は、寄附総額と経費から計算される5割基準だけでなく、個々の返礼品に適用される3割基準にも違反する可能性があることも指摘しておく。図3のように、寄附者の寄附の時期①と寄附者の温泉利用券の利用の時期②が年度をまたぐ場合、時期②では寄附収入がゼロになるにも関わらず、経費の支払いは発生する。そのため、未利用の温泉利用券の利用は3割基準にも違反する。3割基準が厳格に運用される場合、未利用の温泉利用券が解消する令和8年度末までは、返礼品をともなうふるさと納税制度への復帰は不可能になる。この点を考慮すれば、洲本市の制度への復帰時期は令和9年度以降になる。

図3 未利用の温泉利用券の利用が3割基準に違反する可能性



(2) 最終報告書について

・9月中に最終報告書を提示する。最終報告書の構成案は以下の通り。

1. はじめに（委員会の設立経緯、調査目的と調査体制、スケジュールなど含む）
2. ヒアリング調査の結果報告
3. 返礼品等の各種調査の結果報告
4. 各種データ分析の結果報告
5. 問題点の整理と政策提言
6. おわりに

5. 閉会

<資料一覧>

- 【資料1】牛一頭買いにおける個体識別番号
- 【資料2】市が保有する各種の在庫の現状について（令和5年7月現在）
- 【資料3】総務省告示第二百四十四号（令和5年6月27日）
- 【資料4】ふるさと納税返礼品に係る市の債務額の現状（令和5年7月7日現在）
- 【資料5】洲本温泉利用券の発行及びサービスの提供、対価の支払いにかかる協定書（令和4年5月9日）
- 【資料6】ふるさと納税に係る指定制度の運用について（総税市第65号）の抜粋

【資料1】牛一頭買いにおける個体識別番号

当調査委員会は、第6回委員会（令和5年5月15日開催）において、牛一頭買いの請求書に個体番号の重複記載があり、その請求書を問題視しなかった市の運用の問題点を指摘したが、その後、参加事業者より記載間違いであったとの回答を得た。下記表は参加事業者からの回答のあった番号を記載している。ここで、「淡路ビーフ」とは黒毛和牛、「淡路牛」とは交雑種である。なお、参加事業者からの請求65.5頭のうち、27頭が地場産品基準に違反している。

① 参加事業者Aからの請求 12.5頭のうち4頭が地場産品基準違反

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R2.5.23	1393123154	淡路ビーフ	1,728,000	出生	2017.06.17	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2018.04.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2018.04.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.04.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.04.18	兵庫県	佐用郡佐用町	
				転出	2020.04.02	兵庫県	佐用郡佐用町	
				搬入 と畜	2020.04.02 2020.04.03	兵庫県	神戸市長田区	
R2.6.12	1369263617	淡路ビーフ	3,456,000	出生	2017.08.22	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2018.06.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.06.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2020.04.09	兵庫県	洲本市	
				搬入 と畜	2020.04.09 2020.04.10	兵庫県	神戸市長田区	
	1393145026	淡路ビーフ	3,456,000	出生	2017.06.10	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2018.03.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2018.03.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.03.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.03.18	兵庫県	淡路市	
				転出	2020.04.16	兵庫県	淡路市	
				搬入 と畜	2020.04.16 2020.04.17	兵庫県	神戸市長田区	
R2.7.19	1393147396	淡路ビーフ	4,968,000	出生	2017.10.05	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2018.06.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				転出	2020.05.14	兵庫県	淡路市	
				搬入 と畜	2020.05.14 2020.05.15	兵庫県	神戸市長田区	
	1393144586	淡路ビーフ	4,968,000	出生	2017.10.05	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2018.06.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.06.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.06.18	兵庫県	丹波篠山市	
				転出	2020.05.14	兵庫県	丹波篠山市	
				搬入 と畜	2020.05.14 2020.05.15	兵庫県	神戸市長田区	
1393143688 (0.5頭分)	淡路ビーフ	4,968,000	出生	2017.05.17	兵庫県	洲本市	準拠	
			転出	2018.03.18	兵庫県	洲本市		
			搬入	2018.03.18	兵庫県	淡路市		
			取引	2018.03.18	兵庫県	淡路市		
			転入	2018.03.18	兵庫県	淡路市		
			転出	2020.04.16	兵庫県	淡路市		
			搬入 と畜	2020.04.16 2020.04.17	兵庫県	神戸市長田区		

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R2.7.19	1572403794	淡路牛	2,808,000	出生	2018.04.22	兵庫県		準拠
				転出	2018.06.09	兵庫県		
				搬入	2018.06.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.06.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.06.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2020.05.29	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.05.29	兵庫県	加古川市	
	と畜	2020.05.29	兵庫県	加古川市				
	1508927349	淡路牛	2,808,000	出生	2018.06.11	三重県	松阪市	準拠
				転出	2018.09.25	三重県	松阪市	
				搬入	2018.09.26	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2018.09.26	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2018.09.26	兵庫県	洲本市	
				転出	2020.06.16	兵庫県	洲本市	
搬入				2020.06.16	兵庫県	加古川市		
と畜	2020.06.16	兵庫県	加古川市					
R2.10.23	0867670828	淡路牛	1,296,000	出生	2018.02.12	三重県	志摩市	違反
				転出	2018.03.21	三重県	志摩市	
				搬入	2018.03.22	岐阜県	岐阜市	
				取引	2018.03.22	岐阜県	岐阜市	
				転入	2018.03.29	徳島県		
				転出	2018.10.18	徳島県		
				搬入	2018.10.18	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2018.10.18	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2018.10.18	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2020.07.07	兵庫県	南あわじ市	
	搬入	2020.07.07	兵庫県	加古川市				
	と畜	2020.07.07	兵庫県	加古川市				
	1393132941	淡路ビーフ	1,782,000	出生	2017.08.02	兵庫県	淡路市	違反
				転出	2018.05.18	兵庫県	淡路市	
				搬入	2018.05.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.05.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.05.18	兵庫県	淡路市	
				転出	2020.07.02	兵庫県	淡路市	
				搬入	2020.07.02	兵庫県	神戸市長田区	
				と畜	2020.07.03	兵庫県	神戸市長田区	
	1565668414	淡路牛	1,296,000	出生	2018.05.06	岐阜県	加茂郡坂祝町	違反
				転出	2018.06.12	岐阜県	加茂郡坂祝町	
				搬入	2018.06.12	岐阜県	岐阜市	
				取引	2018.06.12	岐阜県	岐阜市	
				転入	2018.06.14	徳島県		
				転出	2019.01.10	徳島県		
				搬入	2019.01.10	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2019.01.10	徳島県	板野郡上板町	
転入				2019.01.10	兵庫県	南あわじ市		
転出				2020.08.25	兵庫県	南あわじ市		
搬入	2020.08.25	兵庫県	加古川市					
と畜	2020.08.25	兵庫県	加古川市					
1393131227	淡路ビーフ	1,674,000	出生	2017.11.24	兵庫県	淡路市	違反	
			転出	2020.08.20	兵庫県	淡路市		
			搬入	2020.08.20	兵庫県	神戸市長田区		
			と畜	2020.08.21	兵庫県	神戸市長田区		
R4.6.30	1606913213	淡路ビーフ	850,000	出生	2019.08.06	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2020.05.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.05.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.05.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.05.18	兵庫県	豊岡市	
				転出	2022.05.10	兵庫県	豊岡市	
				搬入	2022.05.11	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.05.11	兵庫県	加古川市					

② 参加事業者Bからの請求

31頭のうち11頭が地場産品基準違反

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R3.12.5	1589453072	淡路牛	1,400,000	出生	2019.10.02	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2019.11.25	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2019.11.25	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.11.25	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.11.25	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.11.02	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.11.02	兵庫県	加古川市	
	1378392674	淡路牛	1,400,000	出生	2019.10.20	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2019.12.09	兵庫県	洲本市	
				搬入	2019.12.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.12.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.12.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.11.05	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.11.05	兵庫県	加古川市	
	1378398355	淡路ビーフ	1,650,000	出生	2019.02.28	兵庫県	淡路市	準拠
				転出	2019.12.18	兵庫県	淡路市	
				搬入	2019.12.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.12.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.12.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.10.21	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.10.21	兵庫県	神戸市長田区	
R4.1.5	1570758902	淡路牛	1,400,000	出生	2019.08.12	岐阜県	岐阜市	違反
				転出	2019.09.18	岐阜県	岐阜市	
				搬入	2019.09.18	岐阜県	岐阜市	
				取引	2019.09.18	岐阜県	岐阜市	
				転入	2019.09.20	徳島県		
				転出	2020.04.16	徳島県		
				搬入	2020.04.16	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2020.04.16	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2020.04.16	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2021.11.22	兵庫県	南あわじ市	
	1593008800	淡路牛	1,400,000	出生	2019.08.01	岐阜県	大垣市	違反
				転出	2019.09.04	岐阜県	大垣市	
				搬入	2019.09.04	岐阜県	岐阜市	
				取引	2019.09.04	岐阜県	岐阜市	
				転入	2019.09.04	徳島県	阿波市	
				転出	2020.04.02	徳島県	阿波市	
				搬入	2020.04.02	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2020.04.02	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2020.04.02	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2021.11.26	兵庫県	南あわじ市	
	1566001104	淡路牛	1,400,000	出生	2019.11.14	兵庫県	南あわじ市	準拠
転出				2020.01.09	兵庫県	南あわじ市		
搬入				2020.01.09	兵庫県	淡路市		
取引				2020.01.09	兵庫県	淡路市		
転入				2020.01.09	兵庫県	洲本市		
転出				2021.12.03	兵庫県	洲本市		
搬入	2021.12.03	兵庫県	加古川市					
と畜	2021.12.03	兵庫県	加古川市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R4.1.5	1606911868	淡路ビーフ	1,655,400	出生	2019.07.15	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2020.04.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.04.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.04.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.04.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.11.05	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.11.05	兵庫県	加古川市	
	1428189131	淡路牛	1,000,000	出生	2019.04.14	兵庫県	南あわじ市	違反
				転出	2021.12.21	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2021.12.22	兵庫県	加古川市	
				と畜	2021.12.22	兵庫県	加古川市	
	1598130070	淡路牛	1,400,000	出生	2019.12.24	兵庫県		準拠
				転出	2020.02.09	兵庫県		
				搬入	2020.02.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.02.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.02.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.01.07	兵庫県	洲本市	
	1400867279	淡路牛	1,400,000	出生	2019.09.25	石川県	鳳珠郡能登町	違反
				転出	2019.10.18	石川県	鳳珠郡能登町	
				転入	2019.10.19	徳島県	阿波市	
				転出	2020.06.04	徳島県	阿波市	
搬入				2020.06.04	徳島県	板野郡上板町		
取引				2020.06.04	徳島県	板野郡上板町		
転入				2020.06.04	兵庫県	南あわじ市		
転出				2022.01.07	兵庫県	南あわじ市		
R4.2.5	1559961279	淡路牛	1,400,000	出生	2019.12.11	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2020.02.09	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.02.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.02.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.02.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.01.11	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.01.11	兵庫県	加古川市	
	1594117631	淡路牛	1,400,000	出生	2020.01.23	大阪府	堺市南区	準拠
				転出	2020.03.22	大阪府	堺市南区	
				搬入	2020.03.23	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2020.03.23	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2020.03.23	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.01.14	兵庫県	洲本市	
	1378397716	淡路ビーフ	2,012,500	出生	2019.01.15	兵庫県	淡路市	違反
転出				2019.10.18	兵庫県	淡路市		
搬入				2019.10.18	兵庫県	淡路市		
取引				2019.10.18	兵庫県	淡路市		
転入				2019.10.18	兵庫県	西脇市		
転出				2021.09.23	兵庫県	西脇市		
搬入				2021.09.24	兵庫県	加古川市		
と畜		2021.09.24		兵庫県	加古川市			
1430077860		淡路ビーフ		出生	2019.06.05	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2020.03.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.03.18	兵庫県	洲本市	
	転出		2021.12.07	兵庫県	洲本市			
搬入	2021.12.07	兵庫県	加古川市					
と畜	2021.12.07	兵庫県	加古川市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R4.3.5	1587453197	淡路牛	1,400,000	出生	2019.12.29	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2020.02.25	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2020.02.25	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.02.25	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.02.25	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.02.01	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.02.01	兵庫県	加古川市	
	1137399081	淡路牛	500,000	装着	2002.02.20	兵庫県	南あわじ市	違反
				転出	2022.02.07	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2022.02.07	兵庫県	南あわじ市	
				と畜	2022.02.07	兵庫県	南あわじ市	
	1586922991	淡路牛	1,400,000	出生	2019.12.29	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2020.02.25	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2020.02.25	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.02.25	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.02.25	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.02.01	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.02.01	兵庫県	加古川市	
	1552406692	淡路牛	1,400,000	出生	2020.01.15	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2020.03.09	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2020.03.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.03.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.03.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.02.04	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.02.04	兵庫県	加古川市	
	1177090481	淡路牛	430,000	出生	2003.04.27	兵庫県	朝来市	違反
				転出	2008.12.12	兵庫県	朝来市	
				転入	2008.12.12	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2017.11.19	兵庫県	南あわじ市	
				転入	2017.11.19	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2022.02.15	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2022.02.15	兵庫県	加古川市	
	0841248548	淡路牛	550,000	出生	2010.05.15	兵庫県	美方郡香美町	準拠
				転出	2011.02.09	兵庫県	美方郡香美町	
				搬入	2011.02.09	兵庫県	養父市	
				取引	2011.02.09	兵庫県	養父市	
転入				2011.02.09	兵庫県	洲本市		
転出				2020.03.25	兵庫県	洲本市		
転入				2020.03.25	兵庫県	美方郡香美町		
転出				2020.11.06	兵庫県	美方郡香美町		
転入				2020.11.06	兵庫県	南あわじ市		
転出				2022.02.15	兵庫県	南あわじ市		
1592960062	淡路牛	1,400,000	出生	2019.11.03	石川県	河北郡内灘町	違反	
			転出	2019.12.21	石川県	河北郡内灘町		
			転入	2019.12.21	徳島県	阿波市		
			転出	2020.07.02	徳島県	阿波市		
			搬入	2020.07.02	徳島県	板野郡上板町		
			取引	2020.07.02	徳島県	板野郡上板町		
			転入	2020.07.02	兵庫県	南あわじ市		
			転出	2022.02.08	兵庫県	南あわじ市		
			搬入	2022.02.08	兵庫県	加古川市		
と畜	2022.02.08	兵庫県	加古川市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R4.3.5	1352791431	淡路ビーフ	1,600,000	出生	2019.06.15	兵庫県	南あわじ市	違反
				転出	2022.01.06	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2022.01.06	兵庫県	神戸市長田区	
				と畜	2022.01.07	兵庫県	神戸市長田区	
	1428186055	淡路ビーフ	53,800	出生	2019.06.20	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2020.03.18	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.03.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.01.20	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.01.20	兵庫県	神戸市長田区	
				と畜	2022.01.21	兵庫県	神戸市長田区	
	1606920259	淡路ビーフ	1,650,000	出生	2019.05.06	兵庫県	淡路市	準拠
				転出	2020.01.18	兵庫県	淡路市	
				搬入	2020.01.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.01.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.01.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.11.04	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.11.04	兵庫県	神戸市長田区	
				と畜	2021.11.05	兵庫県	神戸市長田区	
	1430077860	淡路ビーフ	462,500	出生	2019.06.05	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2020.03.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.03.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.03.18	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.12.07	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.12.07	兵庫県	加古川市	
				と畜	2021.12.07	兵庫県	加古川市	
R4.4.5	0865679885	淡路牛	1,400,000	出生	2020.03.01	香川県	高松市	準拠
				転出	2020.04.27	香川県	高松市	
				搬入	2020.04.27	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2020.04.27	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2020.04.27	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.03.01	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.03.01	兵庫県	加古川市	
				と畜	2022.03.01	兵庫県	加古川市	
R4.5.6	1592961175	淡路牛	1,400,000	出生	2019.12.31	石川県	河北郡内灘町	違反
				転出	2020.02.15	石川県	河北郡内灘町	
				転入	2020.02.15	徳島県	阿波市	
				転出	2020.09.03	徳島県	阿波市	
				搬入	2020.09.03	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2020.09.03	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2020.09.03	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2022.03.28	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2022.03.28	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.03.28	兵庫県	加古川市					
R4.6.30	1592960505	淡路牛	1,400,000	出生	2020.02.29	石川県	河北郡内灘町	違反
				転出	2020.04.11	石川県	河北郡内灘町	
				転入	2020.04.11	徳島県	阿波市	
				転出	2020.11.19	徳島県	阿波市	
				搬入	2020.11.19	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2020.11.19	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2020.11.19	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2022.05.10	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2022.05.10	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.05.10	兵庫県	加古川市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R4.6.30	1610735641	淡路牛	1,400,000	出生	2020.05.15	大阪府	堺市南区	準拠
				転出	2020.07.12	大阪府	堺市南区	
				搬入	2020.07.13	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2020.07.13	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2020.07.13	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.04.26	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.04.26	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.04.26	兵庫県	加古川市					
R4.10.12	1611529089	淡路牛	1,400,000	出生	2020.07.12	兵庫県		準拠
				転出	2020.09.09	兵庫県		
				搬入	2020.09.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.09.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.09.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.07.08	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.07.08	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.07.08	兵庫県	加古川市					
R4.10.12	1602423143	淡路牛	1,400,000	出生	2020.07.30	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2020.09.25	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2020.09.25	兵庫県	淡路市	
				取引	2020.09.25	兵庫県	淡路市	
				転入	2020.09.25	兵庫県	洲本市	
				転出	2022.09.02	兵庫県	洲本市	
				搬入	2022.09.02	兵庫県	加古川市	
と畜	2022.09.02	兵庫県	加古川市					

③ 参加事業者Cからの請求

22頭のうち12頭が地場産品基準違反

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R3.2.5	1599104476	淡路牛	1,300,000	出生	2018.12.13	兵庫県		準拠
				転出	2019.02.09	兵庫県		
				搬入	2019.02.09	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.02.09	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.02.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.01.08	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.01.08	兵庫県	加古川市	
と畜	2021.01.08	兵庫県	加古川市					
R3.2.5	1369261019	淡路ビーフ	1,700,000	出生	2018.03.03	兵庫県	淡路市	違反
				転出	2018.12.18	兵庫県	淡路市	
				搬入	2018.12.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2018.12.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2018.12.18	兵庫県	加古川市	
				転出	2020.11.05	兵庫県	加古川市	
				搬入	2020.11.05	兵庫県	神戸市長田区	
と畜	2020.11.06	兵庫県	神戸市長田区					
R3.3.5	1572289985	淡路牛	2,800,000	出生	2018.12.20	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2021.01.14	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.01.15	兵庫県	加古川市	
R3.3.5	1572240177	淡路牛	2,800,000	出生	2018.06.28	徳島県	板野郡藍住町	違反
				転出	2018.08.09	徳島県	板野郡藍住町	
				搬入	2018.08.09	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2018.08.09	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2018.08.09	徳島県	阿波市	
				転出	2019.02.21	徳島県	阿波市	
				搬入	2019.02.21	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2019.02.21	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2019.02.21	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2021.01.21	兵庫県	南あわじ市	
搬入	2021.01.22	兵庫県	加古川市					
と畜	2021.01.22	兵庫県	加古川市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準			
						都道府県	市区町村				
R3.3.5	1581678862	淡路ビーフ	1,700,000	出生	2018.07.18	兵庫県	淡路市	違反			
				転出	2019.04.18	兵庫県	淡路市				
				搬入	2019.04.18	兵庫県	淡路市				
				取引	2019.04.18	兵庫県	淡路市				
				転入	2019.04.18	兵庫県	淡路市				
				転出	2021.01.14	兵庫県	淡路市				
				搬入	2021.01.14	兵庫県	神戸市長田区				
				と畜	2021.01.15	兵庫県	神戸市長田区				
R3.4.7	1578560439	淡路牛	2,800,000	出生	2018.12.07	三重県	松阪市	準拠			
				転出	2019.02.25	三重県	松阪市				
				搬入	2019.02.25	香川県	綾歌郡綾川町				
				取引	2019.02.25	香川県	綾歌郡綾川町				
				転入	2019.02.25	兵庫県	洲本市				
				転出	2021.02.02	兵庫県	洲本市				
				搬入	2021.02.02	兵庫県	加古川市				
				と畜	2021.02.02	兵庫県	加古川市				
	1585200755	淡路牛	2,800,000	出生	2019.01.29	兵庫県	南あわじ市	準拠			
				転出	2019.03.25	兵庫県	南あわじ市				
				搬入	2019.03.25	兵庫県	淡路市				
				取引	2019.03.25	兵庫県	淡路市				
				転入	2019.03.25	兵庫県	洲本市				
				転出	2021.03.02	兵庫県	洲本市				
				搬入	2021.03.02	兵庫県	加古川市				
				と畜	2021.03.02	兵庫県	加古川市				
	1367871593	淡路ビーフ	1,650,000	出生	2018.06.01	兵庫県	南あわじ市	違反			
				転出	2021.02.02	兵庫県	南あわじ市				
				搬入	2021.02.03	兵庫県	加古川市				
				と畜	2021.02.03	兵庫県	加古川市				
1564827911				淡路牛	1,300,000	出生	2018.11.22		滋賀県	蒲生郡日野町	違反
						転出	2019.01.11		滋賀県	蒲生郡日野町	
						搬入	2019.01.12		岐阜県	岐阜市	
						取引	2019.01.12		岐阜県	岐阜市	
	転入	2019.01.12	徳島県			阿波市					
	転出	2019.07.04	徳島県			阿波市					
	搬入	2019.07.04	徳島県			板野郡上板町					
	取引	2019.07.04	徳島県			板野郡上板町					
	転入	2019.07.04	兵庫県			南あわじ市					
	転出	2021.03.09	兵庫県			南あわじ市					
	搬入	2021.03.09	兵庫県			加古川市					
	と畜	2021.03.09	兵庫県			加古川市					
R3.5.12	1557367219	淡路牛	2,800,000	出生	2018.11.02	岐阜県	恵那市	違反			
				転出	2018.12.12	岐阜県	恵那市				
				搬入	2018.12.12	岐阜県	岐阜市				
				取引	2018.12.12	岐阜県	岐阜市				
				転入	2018.12.12	徳島県	阿波市				
				転出	2019.07.04	徳島県	阿波市				
				搬入	2019.07.04	徳島県	板野郡上板町				
				取引	2019.07.04	徳島県	板野郡上板町				
				転入	2019.07.04	兵庫県	南あわじ市				
				転出	2021.03.09	兵庫県	南あわじ市				
				搬入	2021.03.09	兵庫県	加古川市				
				と畜	2021.03.09	兵庫県	加古川市				
	1587565319	淡路牛	2,800,000	出生	2019.02.17	鳥取県	東伯郡三朝町	違反			
				転出	2019.02.24	鳥取県	東伯郡三朝町				
				搬入	2019.02.24	鳥取県	東伯郡三朝町				
				取引	2019.10.31	鳥取県	東伯郡三朝町				
				転入	2019.10.31	兵庫県	南あわじ市				
				転出	2021.04.02	兵庫県	南あわじ市				
搬入	2021.04.02	兵庫県	加古川市								
と畜	2021.04.02	兵庫県	加古川市								

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R3.5.12	1369255599	淡路ビーフ	1,500,000	出生	2018.08.16	兵庫県	淡路市	違反
				転出	2021.03.04	兵庫県	淡路市	
				搬入	2021.03.04	兵庫県	神戸市長田区	
				と畜	2021.03.05	兵庫県	神戸市長田区	
R3.7.5	1607890278	淡路牛	1,400,000	転出	2019.08.02	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2021.05.19	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.05.20	兵庫県	加古川市	
				と畜	2021.05.20	兵庫県	加古川市	
	1406517406	淡路牛	1,400,000	出生	2019.03.09	岐阜県	岐阜市	違反
				転出	2019.04.16	岐阜県	岐阜市	
				搬入	2019.04.17	岐阜県	岐阜市	
				取引	2019.04.17	岐阜県	岐阜市	
				転入	2019.04.17	徳島県	阿波市	
				転出	2019.11.07	徳島県	阿波市	
				搬入	2019.11.07	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2019.11.07	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2019.11.07	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2021.06.08	兵庫県	南あわじ市	
	1581666548	淡路牛	1,400,000	出生	2019.03.21	岐阜県	郡上市	違反
				転出	2019.05.15	岐阜県	郡上市	
				搬入	2019.05.15	岐阜県	岐阜市	
				取引	2019.05.15	岐阜県	岐阜市	
転入				2019.05.15	徳島県	阿波市		
転出				2019.12.05	徳島県	阿波市		
搬入				2019.12.05	徳島県	板野郡上板町		
取引				2019.12.05	徳島県	板野郡上板町		
R3.9.6	0869774982	淡路牛	1,400,000	出生	2019.09.01	香川県	高松市	準拠
				転出	2019.10.28	香川県	高松市	
				搬入	2019.10.28	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2019.10.28	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2019.10.28	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.07.27	兵庫県	洲本市	
				搬入	2021.07.27	兵庫県	加古川市	
	と畜	2021.07.27	兵庫県	加古川市				
	1585882555	淡路牛	1,400,000	出生	2019.08.16	高知県	(不明)	準拠
				転出	2019.10.16	高知県	(不明)	
				搬入	2019.10.16	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2019.10.16	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2019.10.16	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.08.17	兵庫県	洲本市	
搬入				2021.08.17	兵庫県	加古川市		
と畜	2021.08.17	兵庫県	加古川市					
1380984447	淡路ビーフ	1,650,000	出生	2018.04.11	兵庫県	南あわじ市	違反	
			転出	2019.11.13	兵庫県	南あわじ市		
			転入	2019.11.13	兵庫県	南あわじ市		
			転出	2021.07.05	兵庫県	南あわじ市		
			搬入	2021.07.05	兵庫県	南あわじ市		
と畜	2021.07.05	兵庫県	南あわじ市					

請求日	個体No.	格付け	請求金額	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		地場産品基準
						都道府県	市区町村	
R3.10.5	1585785795	淡路牛	1,400,000	出生	2019.03.15	岐阜県	中津川市	違反
				転出	2019.04.17	岐阜県	中津川市	
				搬入	2019.04.17	岐阜県	岐阜市	
				取引	2019.04.17	岐阜県	岐阜市	
				転入	2019.04.17	徳島県	阿波市	
				転出	2019.11.21	徳島県	阿波市	
				搬入	2019.11.21	徳島県	板野郡上板町	
				取引	2019.11.21	徳島県	板野郡上板町	
				転入	2019.11.21	兵庫県	南あわじ市	
				転出	2021.08.17	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2021.08.17	兵庫県	加古川市	
				と畜	2021.08.17	兵庫県	加古川市	
	1607401146	淡路牛	1,400,000	出生	2019.08.30	兵庫県	南あわじ市	準拠
				転出	2019.10.25	兵庫県	南あわじ市	
				搬入	2019.10.25	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.10.25	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.10.25	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.09.03	兵庫県	洲本市	
				と畜	2021.09.03	兵庫県	加古川市	
	1594117143	淡路牛	1,400,000	出生	2019.10.14	大阪府	堺市南区	準拠
				転出	2019.12.08	大阪府	堺市南区	
				搬入	2019.12.09	香川県	綾歌郡綾川町	
				取引	2019.12.09	香川県	綾歌郡綾川町	
				転入	2019.12.09	兵庫県	洲本市	
				転出	2021.09.03	兵庫県	洲本市	
				と畜	2021.09.03	兵庫県	加古川市	
	1378390151	淡路ビーフ	1,650,000	出生	2019.01.21	兵庫県	洲本市	準拠
				転出	2019.10.18	兵庫県	洲本市	
				搬入	2019.10.18	兵庫県	淡路市	
				取引	2019.10.18	兵庫県	淡路市	
				転入	2019.10.18	兵庫県	淡路市	
				転出	2021.07.13	兵庫県	淡路市	
				搬入	2021.07.14	兵庫県	加古川市	
				と畜	2021.07.14	兵庫県	加古川市	

【資料 2】市が保有する各種の在庫の現状について（令和 5 年 7 月現在）

市が保有する温泉券の「おまけ」や返礼品等の在庫の現状は、以下のとおりである。

商品名	保有数量	額面金額	用途
玉ねぎスープ	※1 －	－	シティプロモーションに使用、アンケート及び温泉券送付の際のおまけ、返礼品として送付、フードバンクに寄贈
Quoカード（300円）	19,049枚	5,714,700円	アンケートに同封、 温泉券送付の際のおまけ
Quoカード（500円）	40,272枚	20,136,000円	
お食事券（10,000円）	26枚	260,000円	返礼品（単独）、 返礼品（温泉券とのセット）、 温泉券送付の際のおまけ
お食事券（5,000円）	193枚	965,000円	
お食事券（1,000円）	697枚	697,000円	
ふるさと洲本応援商品券（1,000円）	15,549枚	※2 15,549,000円	各世帯への配布、販売、温泉券送付の際のおまけ。備品等の代物弁済でも使用
アンテナショップ商品券（300円）	4,241枚	1,272,300円	返礼品
ウェルネスパーク五色クーポンチケット（1,000円）	55枚	55,000円	返礼品
高速バスチケット（6,800円）	13セット	88,400円	返礼品（温泉券とのセット）

※1) 12月13日の当調査委員会開催時には、467,800本あったが、フードバンクへの寄贈、洲本市のアンテナショップでの配布及びシティプロモーションでの使用等により、現時点では保有していない。

※2) 使用期限を示すスタンプを押捺して発行することになるが、押捺していないため、市中で使用することはできない。

【資料3】総務省告示第二百四十四号（令和5年6月27日）

改正後	改正前
<p>(募集の適正な実施に係る基準) 第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四條の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 【一 略】 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七條の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七條第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。 （法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号の総務大臣が定める基準） 第五条 法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。 【一・二 略】 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするに限ることとする。 【四・五 略】 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。 【七・九 略】</p>	<p>(募集の適正な実施に係る基準) 第二条 〔同上〕 【一 同上】 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七條の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。 （法第三十七條の二第二項第三号及び第三百十四條の七第二項第三号の総務大臣が定める基準） 第五条 〔同上〕 【一・二 同上】 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 【四・五 同上】 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。 【七・九 同上】</p>
<p>備考 表中の「〔 〕」の記載は注記である。</p>	

【資料 4】 ふるさと納税返礼品に係る市の債務額の現状（令和 5 年 7 月 7 日現在）

①温泉利用券債務額：821,005,000 円

●1 万円券：812,800,000 円（=81,280 枚×10,000 円）

	発行枚数(A)	使用済み枚数(B) (R5.5 末時点)	市中枚数(A - B)
平成 30 年度以前発行	46,176 枚	45,290 枚	886 枚
令和元年度発行	64,822 枚	62,213 枚	2,609 枚
令和 2 年度発行	88,590 枚	73,570 枚	15,020 枚
令和 3 年度発行	121,743 枚	64,085 枚	57,658 枚
令和 4 年度発行	8,915 枚	3,076 枚	5,839 枚
令和 5 年度発行	175 枚	21 枚	154 枚
合計	330,421 枚	248,255 枚	82,166 枚 うち期限切れ：886 枚 うち有効期限内：81,280 枚

備考) 平成 30 年度以前発行の市中枚数 886 枚は使用期限切れ。新規発行は令和 5 年 6 月に停止。ふるさと納税制度取り消し後の発行はポイントなどの利用によるもの。

●5 千円券：8,205,000 円（=1,641 枚×5,000 円）

	発行枚数(A)	使用済み枚数(B) (R5.5 末時点)	市中枚数(A - B)
平成 30 年度以前発行	65 枚	63 枚	2 枚
令和元年度発行	1,030 枚	963 枚	67 枚
令和 2 年度発行	4,320 枚	3,740 枚	580 枚
令和 3 年度発行	1,983 枚	1,093 枚	890 枚
令和 4 年度発行	187 枚	83 枚	104 枚
合計	7,585 枚	5,942 枚	1,643 枚 うち期限切れ：2 枚 うち有効期限内：1,641 枚

備考) 平成 30 年度以前発行の市中枚数 2 枚は使用期限切れ。新規発行は令和 5 年 6 月に停止。ふるさと納税制度取り消し後の発行はポイントなどの利用によるもの。

②ふるなびカタログポイント債務額と③返礼品未選択者債務額

	②ふるなびカタログポイント債務額 (送料・梱包費除く)	③返礼品未選択者債務額 (送料・梱包費除く)
令和 4 年 7 月 12 日時点	76,964,130 円	
令和 4 年 4 月 30 日時点		10,870,650 円
令和 5 年 7 月 6 日時点	64,913,790 円	7,964,370 円

①温泉利用券債務額+②ふるなびカタログポイント債務額+③返礼品未選択者債務額

合計：893,883,160 円

【資料 5】洲本温泉利用券の発行及びサービスの提供、対価の支払いにかかる協定書（令和4年5月9日）

洲本温泉利用券の発行及びサービスの提供、対価の支払いにかかる協定書

洲本市（以下「甲」という。）と洲本温泉観光旅館連盟（以下「乙」という。）は、洲本市の観光振興及びふるさと納税推進のため、甲が発行する“洲本温泉利用券”（以下「利用券」という。）について、令和4年4月26日付け総税市第35号による「ふるさと納税の対象となる地方公共団体の指定の取消処分」を受け、利用券の発行及びサービスの提供、対価の支払いについて、次のとおり協定書を締結する。

（利用券の発行）

第1条 甲は、ふるさと納税の返礼品及び洲本市の宣伝活動に使用するため、利用券を発行する。

（サービスの提供）

第2条 乙は、甲が発行する利用券に表示の金額に見合う宿泊、飲食、入浴等のサービスを、甲にふるさと納税を納めた者などの利用者に提供する。

（利用券の対価の支払い）

第3条 甲は、利用券の利用があったとき、乙の請求に応じ、利用券に表示する金額を支払う。

2 前項に規定する利用券の対価の支払いは、令和4年5月以降の請求からとする。

（従前の利用券の取扱い）

第4条 この協定書締結前に甲が発行した利用券にかかる発行及びサービスの提供、対価の支払いについても、本協定に定めるとおりとする。

（利用券にかかる取扱い事務の対価）

第5条 甲が行う利用券発行等にかかる事務と乙が行う利用券の対価の請求等にかかる事務の対価

については、対価等を同等とみなし相殺する。

(洲本市の宣伝活動)

第6条 観光振興を目的に観光パンフレットの配布などの洲本市の宣伝活動は、甲乙協力し行うこととする。

(協定の期間)

第7条 この協定は、特別な場合を除き、令和7年4月30日まで有効する。

(疑義の決定)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を変更する場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月9日

甲 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市

洲本市長 上崎勝規



乙 洲本市海岸通

洲本温泉観光旅館連盟



備考) 下線と黒塗りは当調査委員会によるもの。

【資料 6】 ふるさと納税に係る指定制度の運用について（総税市第 65 号）の抜粋

総 税 市 第 65 号
令和 5 年 6 月 27 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の運用について

ふるさと納税に係る指定制度については、下記の事項に留意の上、適正に運用されるようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 申出書の提出等

(1) 申出

① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 1 項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式により、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

(中略)

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、令和 5 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間とするものであること（省令第 1 条の 16 第 1 項）。

(中略)

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方財政審議会の意見を聴取した上で、指定対象期間を通じて各指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定すること（法第 37 条の 2 第 2 項、第 314 条の 7 第 2 項）。

総務大臣の指定等に係る基準（地方自治法第 250 条の 2 の規定に基づく基準）は、各指定基準に加え、本通知及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q & A について」（令和 5 年 6 月 27 日付け総税市第 66 号。以下「Q & A」という。）とするものであること。

対象団体の指定は、原則として 1 年単位で行うこととし、指定対象期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間とするものであること（省令第 1 条の 16 第 2 項）。

なお、総務大臣による指定を受けていない地方団体は令和 6 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に、指定を取り消された地方団体は当該取消の日から起算して 2 年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、それぞれ 1 回に限り、申出書等を総務大臣に提出することができるものであり、当該地方団体が指定を受ける場合における指定対象期間は、当該指定をした旨の告示をした日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間となること（省令第 1 条の 16 第 3 項から第 5 項まで）。

備考) 下線と (中略) は当調査委員会によるもの。

以上